

公立大学法人神戸市看護大学特定化学物質管理規程をここに公布する。

2021年12月27日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第25号

公立大学法人神戸市看護大学特定化学物質管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学（以下「本学」という。）における教育研究その他業務に係る特定化学物質の管理について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 向精神薬 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻薬等取締法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。
- (2) 毒物 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒劇物法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。
- (3) 劇物 毒劇物法第2条第2項に規定するものをいう。
- (4) 毒劇物 毒物及び劇物をいう
- (5) 特定化学物質 向精神薬、毒劇物その他理事長が指定する化学物質をいう。
- (6) 役職員 役員及び職員をいう。

(麻薬等の取扱いの禁止)

第3条 本学は、次の化学物質の購入、保管、使用等を行わないものとする。

- (1) 麻薬等取締法第2条第1号に規定する麻薬
- (2) 麻薬等取締法第2条第2号に規定するあへん
- (3) 麻薬等取締法第2条第3号に規定するけしがら

(学長の責務)

第4条 学長は、この規程及び関係法令の定めるところにより、特定化学物質の適正な管理に関する事務について総括するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(役職員の責務)

第5条 役職員は、特定化学物質を適正に取り扱うため、この規程及び関係法令の定めるところにより講ずる措置に従わなければならない。

(特定化学物質管理責任者及びその責務)

第6条 特定化学物質を適正に管理するため、特定化学物質管理責任者を置く。

2 特定化学物質管理責任者は、次条第1項の規定に基づき公立大学法人神戸市看護大学特定化学物質管理委員会（以下「委員会」という。）の許可を得た者（以下「特定化学物質取扱者」という。）のうちから学長が指名する。

3 特定化学物質管理責任者は、実験室、研究室（教員研究室を除く。）、第8条第9項の規定により指定された保管場所等において特定化学物質を適正に管理するとともに、事故等の防止のための必要な措置を講じなければならない。

4 特定化学物質管理責任者は、特定化学物質取扱者に対し、特定化学物質の適正な取扱方法について指導しなければならない。

5 特定化学物質管理責任者は、特定化学物質による保健衛生上の危害防止等のため必要な管理をしなければならない。

（特定化学物質取扱者及びその責務）

第7条 特定化学物質を取り扱おうとする者は、取り扱おうとする特定化学物質ごとに細則で定めるところにより、委員会に取扱いの許可を得なければならない。

2 特定化学物質取扱者は、この規程及び関係法令を遵守するとともに、特定化学物質管理責任者の指導のもと、その取扱いに係る特定化学物質について適正な管理を行わなければならない。

（特定化学物質の購入）

第8条 特定化学物質取扱者が、新たに特定化学物質が必要となった場合は、細則で定めるところにより、特定化学物質管理責任者を通じて、学長に対し、購入の許可を申請しなければならない。この場合において、当該特定化学物質の購入の理由が公立大学法人神戸市看護大学動物実験等規程（2019年4月規程第108号）第7条第1項の動物実験計画に係るものであるときは、当該動物実験計画について同条第4項の規定による公立大学法人神戸市看護大学動物実験委員会の審査及び学長の承認を受けた後でなければ申請できないものとする。

2 学長は、前項の規定に基づく申請があったときは、当該特定化学物質の購入が適正かどうかを判断するため、委員会に諮問する。

3 委員会の委員長は、前項の規定に基づく委員会の審議の結果を学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、当該結果により、購入の可否を決定し、細則で定めるところにより、特定化学物質管理責任者を通じて当該特定化学物質取扱者に対し、その結果を通知するものとする。

5 学長は、前項の規定により購入の許可をしたときは、事務局担当課長（以下「課

長」という。)にその旨を通知するものとする。

- 6 特定化学物質取扱者は、第4項の規定により購入の許可の通知を受けたときは、経営管理課（教務学生課に合議すること。）又は教務学生課を通じて、当該特定化学物質を購入しなければならない。
- 7 前項の規定に基づき経営管理課が購入の手続を行った特定化学物質については、納品後、教務学生課に引き渡すものとする。
- 8 教務学生課は、特定化学物質について品目ごとに細則で定める管理簿（以下「特定化学物質管理簿」という。）を備え置き、これに購入した特定化学物質を記載しなければならない。
- 9 教務学生課は、特定化学物質管理責任者に対し、保管場所を指定し、購入した特定化学物質を引き渡すものとする。
- 10 特定化学物質管理責任者は、購入した特定化学物質を前項の規定に基づき指定された場所に保管しなければならない。

（特定化学物質の保管）

第9条 特定化学物質は、特定化学物質以外の薬品等と区別し、金属製等の堅固な構造で施錠機能を有する保管庫（以下「特定化学物質保管庫」という。）に保管しなければならない。

- 2 特定化学物質保管庫は、特定化学物質の盗難、紛失等を防止するための施錠を行い、鍵の管理は、細則で定めるところにより、教務学生課において厳重に行うものとする。
- 3 特定化学物質を保管し、又は陳列する場所には、次の各号に掲げる特定化学物質の種類に応じ、当該各号に掲げる文字を表示しなければならない。
 - (1) 向精神薬 向精神薬
 - (2) 毒物 医薬用外毒物
 - (3) 劇物 医薬用外劇物
 - (4) 前3号以外の特定化学物質 特定化学物質
- 4 特定化学物質の容器及び被包には、次の各号に掲げる特定化学物質の種類に応じ、当該各号に掲げる文字を表示しなければならない。
 - (1) 向精神薬 青地に白色で「向精神薬」
 - (2) 毒物 「医薬用外」の文字及び赤地に白色で「毒物」
 - (3) 劇物 「医薬用外」の文字及び白地に赤色で「劇物」
 - (4) 前3号以外の特定化学物質 白地に青色で「特定化学物質」

（特定化学物質の使用）

第10条 特定化学物質取扱者は、特定化学物質を使用しようとするときは、あらかじめ、細則で定めるところにより、使用しようとする品目ごとに、教務学生課に対し、使用の届出をしなければならない。この場合においては、第8条第1項後段の規定を準用する。

2 特定化学物質取扱者は、前項の届出をした後でなければ、特定化学物質を使用してはならない。

3 特定化学物質取扱者は、特定化学物質を使用したときは、細則で定めるところにより、使用した品目ごとに、教務学生課に対し、使用状況を届け出るものとする。

（特定化学物質取扱者の遵守義務）

第11条 特定化学物質取扱者は、その取扱いに係る特定化学物質について、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 教育研究その他業務以外の用途に供しないこと。

(2) 本学の敷地以外で取り扱わないこと。

(3) 特定化学物質取扱者のもとで、学生に対する教育研究のため、学生に特定化学物質を取り扱わせるときは、適切な指導及び監督を行うこと。

(4) 退職、業務の変更等に伴い特定化学物質を取り扱わなくなったときは、廃棄等を行い、当該特定化学物質を放置しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めること。

（特定化学物質の廃棄）

第12条 特定化学物質管理責任者は、特定化学物質を廃棄するときは、細則で定めるところにより、学長の許可を受けなければならない。

2 特定化学物質管理責任者は、次の各号に掲げる場合は、学長に対し、特定化学物質の廃棄の許可を申請しなければならない。

(1) 当該特定化学物質を取り扱う見込みがなくなった場合

(2) 当該特定化学物質のラベルの表示が消え、内容が不明になった場合

(3) 当該特定化学物質を5年間取り扱っていない場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める場合

3 学長は、前2項の規定に基づく申請があったときは、当該特定化学物質の廃棄及び廃棄方法が適正かどうかを判断するため、委員会に諮問する。

4 委員会の委員長は、前項の規定に基づく委員会の審議の結果を学長に報告するものとする。

5 学長は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、当該結果により、廃棄の可否を決定し、細則で定めるところにより、特定化学物質管理責任者及び課長に対し、

その結果を通知するものとする。

- 6 特定化学物質管理責任者は、前項の規定により廃棄の許可の通知を受けたときは、法令の規定に基づき、経営管理課（教務学生課に合議すること。）又は教務学生課を通じて、速やかに当該特定化学物質を廃棄し、その旨を教務学生課に報告しなければならない。
- 7 教務学生課は、前項の規定に基づく報告があったときは、廃棄した特定化学物質について、特定化学物質管理簿にその旨を記載するものとする。

（事故の措置等）

第13条 特定化学物質取扱者は、その取扱いに係る特定化学物質が飛散、漏出、流出、滲出、地下浸透等により、防災上又は保健衛生上の危害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに特定化学物質管理責任者に届け出るとともに、必要な応急措置を講じなければならない。

- 2 特定化学物質取扱者は、その取扱いに係る特定化学物質について、次の事項が生じたときは、直ちに特定化学物質管理責任者に届け出なければならない。

(1) 盗難、紛失その他の事故が生じたとき。

(2) 特定化学物質の使用前に計量された総重量が、前回の使用後に計量された総重量と大幅に異なるとき。

- 3 特定化学物質管理責任者は、前2項の規定に基づく届け出を受けたとき又は次の事項があったときは、委員会の委員長及び課長に対し、直ちに細則で定める報告書を提出するとともに、第1項に規定する場合においては適切な措置を講じなければならない。

(1) 特定化学物質取扱者以外の者が、特定化学物質を取り扱っているとき。

(2) 特定化学物質管理簿に記載されていない特定化学物質が保管されていたとき。

- 4 前項の規定に基づく報告を受けた課長は、理事長及び学長に報告するとともに、保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の必要な措置を講じなければならない。

（特定化学物質の点検）

第14条 特定化学物質管理責任者及び課長は、6箇月ごとに、特定化学物質の数量と特定化学物質管理簿とを照合し、その保管状況を確認しなければならない。

- 2 課長は、前項の規定に基づき照合したときは、委員会及び学長にその結果を報告するものとする。

- 3 委員会は、特定化学物質の保管状況の点検その他の特定化学物質の管理について必要な点検をすることができる。

- 4 委員会の委員長は、前項の規定により点検を行ったときは、学長にその結果を報

告するものとする。この場合において、委員会の委員長は、適切な特定化学物質の管理のために必要な改善策等の意見を付することができる。

- 5 学長は、第2項及び前項の規定による報告に基づいて、特定化学物質の管理について改善が必要であると認めたときは、特定化学物質管理責任者及び課長に対し、改善を求めるものとする。

(特定化学物質の管理に関する提言)

第15条 委員会は、特定化学物質に指定されていない化学物質の新たな指定その他特定化学物質の適正な管理について、必要な事項を学長に提言を行うことができる。

- 2 学長は、前項の提言を受け、必要があると認めたときは、当該提言を理事長に報告するものとする。

(施行細則の委任)

第16条 この規程の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2022年1月1日から施行する。

(毒物及び劇物管理規程の廃止)

- 2 公立大学法人神戸市看護大学毒物及び劇物管理規程（2019年4月規程第105号）は、廃止する。

(特定化学物質管理委員会規程の一部改正)

- 3 公立大学法人神戸市看護大学特定化学物質管理委員会規程（2021年9月規程第20号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(設置)</p> <p>第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程（2019年4月規程第1号）第6条第1項の規定に基づき、神戸市看護大学における<u>理事長が指定する化学物質その他これに類するもの</u>（以下「特定化学物質」という。）の管理_____について調査審議するため、学長の下に公立大学法人神戸市看護大学特定化学物質</p>	<p><u>次のもの</u></p> <p><u>(特定化学物質に指定されていない化学物質の新たな指定を含む。)</u></p>

管理委員会（以下「委員会」という。）
を置く。

（構成）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者
（以下「委員」という。）で組織する。

(1)～(3) 略

（所掌事項）

第7条 委員会は、次に掲げる事項を所
掌する。

(1) 特定化学物質に係る入手，使用，
保管，廃止等の管理の適正化に関する事項

(1) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28
年法律第14号）第2条第6号に規定
する向精神薬

(2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法
律第303号）第2条第1項に規定する
毒物及び同条第2項に規定する劇物

(3) 前2号に規定するもののほか，理
事長が指定する化学物質

(4) 前3号に掲げるもののほか，学長
が必要と認める者

(1) 公立大学法人神戸市看護大学特定
化学物質管理規程（2021年12月規程
第25号）に規定する事項

（研究倫理規程の一部改正）

4 公立大学法人神戸市看護大学研究倫理規程（2019年4月規程第106号）の一部を
次のように改正する。

（改正前）	（改正後）
<p><u>（安全管理）</u> 第14条 研究者は、研究装置・機器，薬 品，材料等を使用するときは、公立大 学法人神戸市看護大学毒物及び劇物管 理規程（平成31年4月規程第105号に基 づき、安全管理に努めるとともに、研</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

究の過程で生じた残渣物，使用済みの
薬品，材料等について適正に処理しな
ければならない。

(施行細目の委任)

第15条 略

第14条